

(資料4)

古賀市公募型補助金交付要綱 改正(案)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的) 第1条 この要綱は、広く団体から市の目的に合致する公益的 事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助する ことにより、<u>市民の自立を目指した</u>自発的な活動を推進・活 性化することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この要綱は、広く団体から市の目的に合致する公益的 事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助する ことにより、市民の自発的な活動を推進・活性化することを 目的とする。</p>